

○独立行政法人日本学生支援機構奨学金返還免除候補者の推薦に関する要項

第1条 この要項は、独立行政法人日本学生支援機構奨学金返還免除候補者の推薦に関し、必要な事項を定める。

第2条 学長は、博士(前期・後期)課程で独立行政法人日本学生支援機構(以下「機構」と言う。)の第一種奨学金の貸与を受けている者のうち、教育研究活動等において特に優れた業績を挙げたと認められる者を、返還免除候補者として、学生支援委員会及び教育研究評議会の議を経て、機構へ推薦できるものとする。

第3条 返還免除を希望する者は、3月修了予定者にあつては1月末日、9月修了予定者にあつては7月末日までに、返還免除申請書を論文指導教員及び専攻主任を通して学長へ提出するものとする。

第4条 返還免除の対象となる業績項目及び評価基準は次の各号のとおりとする。

一 学位論文その他の研究論文

学位論文の教授会等での高い評価、関連した研究内容の学会での発表、学術雑誌への掲載又は表彰等、当該論文の内容が特に優れていると認められること。

二 「大学院設置基準第16条」に定める特定の課題についての研究の成果

特定の課題についての研究の成果の審査及び試験の結果が教授会等で特に優れていると認められること。

三 著書、データベースその他の著作物(前2号に掲げるものを除く。)

前2号に掲げる論文等のほか、専攻分野に関連した著書、データベースその他の著作物等が社会的に高い評価を受けるなど、特に優れた活動実績として評価されること。

四 発明

特許・実用新案等が優れた発明・発見として高い評価を得ていると認められること。

五 授業科目の成績

講義・演習等の成果として、優れた専門的知識や研究能力を修得したと教授会等で高く評価され、特に優秀な成績を挙げたと認められること。

六 研究又は教育に係る補助業務の実績

リサーチアシスタント、ティーチングアシスタント等による補助業務により、学内外での教育研究活動に大きく貢献し、かつ特に優れた業績を挙げたと認められること。

七 ボランティア活動その他の社会貢献活動の実績

教育研究活動の成果として、専攻分野に関連したボランティア活動等が社会的に高い評価を受けるなど、公益の増進に寄与した研究業績であると評価されること。

第5条 前条に規定する業績の評価については、大学院海洋科学技術研究科が別に定める基準により行う。

第6条 この要項に定めるもののほか、返還免除候補者の推薦に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要項は、令和4年12月22日から施行する。

2 日本学生支援機構奨学金返還免除候補者の推薦に関する申合せ(平成17年3月8日研究科長裁定)は廃止する。